

議提案第 3 号

議案第 57 号「埼玉東部消防組合の規約変更について」に対する 附帯決議

本議案の規約変更において単独経費となっている庁舎建設及び庁舎大規模改修については、共通経費とすることで、消防施設の平準化が図られ、長期的な計画に基づいた組合施設の維持管理・更新が可能になるとともに、安定した消防業務執行体制の整備及び消防組合職員の職場環境の向上に寄与するものである。

よって、白岡市議会は、令和 4 年 3 月に策定された埼玉東部消防組合個別施設計画において定められている個別施設の第 I 期の建て替え又は大規模改修の実施に間に合うよう、庁舎建設及び庁舎大規模改修に係る経費を早期に共通経費とするよう強く求める。

以上、決議する。

令和 4 年 9 月 2 日

白岡市議会